



## 個別注記表

2023年1月1日～2023年12月31日

クラレトラベル・サービス株式会社

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 貯蔵品 ..... 個別原価法
  
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
    - 工具器具備品 ..... 定率法
  
  - (2)無形固定資産
    - ソフトウェア ..... 定額法
  
  - (3)リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る資産 ..... リース期間を耐用年数とする定額法
  
3. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上している。
  - (2)賞与引当金
    - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち、当期負担分を計上している。
  - (3)退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額に基づき計上している。
  
4. 収益及び費用の計上基準
  - 当社においては、主として旅行代理店事業と保険代理店事業を行っている。
  - これら事業において、当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下の通りである。
    - ① 旅行代理店事業
      - 旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することが履行義務であり、手配が完了した時点において代理人取引として純額で収益を認識している。
    - ② 保険代理店事業
      - 保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結とその媒介及び付帯業務を行っている。
      - 通常、保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で顧客との契約から見込まれる代理店手数料の金額を収益として認識している。
  
5. 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。